

JSSM「情報テクノロジーの日」公開討論会（2009年2月28日）
電子金融取引をめぐる法整備について
 —資金決済に関する法律案と今後の課題—

中央大学大学院戦略経営研究科 教授
杉浦 宣彦

新しい資金決済法制に向けた動き

決済に関わる技術の発展

顧客ニーズの高度化

決済サービスの高度化や新たな決済サービスの発展

- ・リテール決済分野
 - ①電子マネーの急激な発展・利用の拡大
 - ②様々なリテール決済の方法の出現・発展・利用の拡大（例：ペイパル、デビットカード、集金代行、代金引換など）
- ・電子記録債権制度の整備

金融庁 「決済に関する研究会」（2007年）
 金融審議会「決済に関するワーキンググループ」

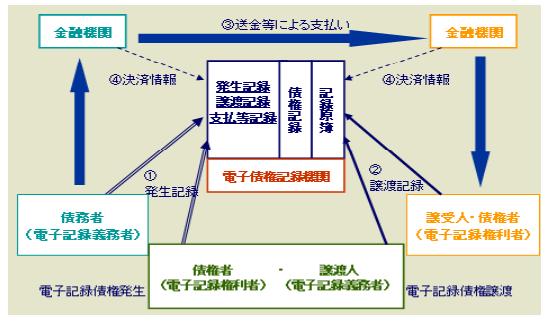
新しい決済システムならびに法制度の整備に関する検討

電子記録債権法

電子記録債権

電子記録債権とは、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子記録をすることによってはその発生、譲渡等が行われることとなる金銭債権。

従来の手形や債権譲渡の抱えるリスクやコストを削減して、売掛債権等を有する事業者の資金調達の円滑化等を図ることが目的。



（金融庁HPより）

杉浦予測版

資金決済に関する法律案の概要

資金決済に関するサービスの社会的インフラとしての重要性

我が国金融・資本市場の機能強化の必要性

- 利用者利便の向上・イノベーションの促進
- 利用者等の保護とサービスの適切な実施
- 資金決済システムの安全性、効率性、利便性の維持・向上

資金移動

・銀行以外の者が、為替取引を行うことができる。
 =銀行法に関わらず、登録をした者（資金移動業者）は、為替取引を行うことができる。
 ・送金途上にある資金と同額の資産の保全する義務。
 ・兼業規制、主要株主規制等は設けられない予定。

前払式支払手段

・前払式支払手段に所要の制度整備を行う方向。
 -紙式+ICカード型のみならず、サーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
 -未使用発行残高の二分の一以上の保全義務等の現行の枠組みを維持。
 -事業廃止時等の利用者への払い戻し義務。資産保全措置の多様化。

銀行間の資金決済の強化

・銀行間の資金決済について所要の法整備を行う方向。
 -債務引受等により資金清算を行う主体を免許制にする。
 -公正性・透明性の高いガバナンス体制の確保

法整備の意義と残された課題

- 法制度の整備により小額決済分野や手形取引等の電子化の部分においては一定の法整備が完了。
→ 決済ビジネスのさらなるイノベーションが可能に。参入要件の整備・明確化。
- 業務の確実な遂行のために必要な項目の整備
→ 財産的基礎や資金保全、さらには情報の安全管理など利用者保護のための措置。
- ほとんどが電子的手段による決済ビジネス
← セキュリティレベルをどうするかなどを法に入れ込むのは困難。事業者の自主的な対応が望まれる。（業界安全基準の必要性の問題）